

1 か月児健康診査費用の助成

市では、健やかな成長と子育て家庭を支援するため、生後1か月前後のお子さんの健康診査の費用助成を行います。

対象者： 以下の全てを満たすお子さん

- ①令和6年4月1日以降に生まれたお子さん
- ②健診受診時に本市に住民票があるお子さん
- ③出生後27日を超え、生後6週未満のお子さん

健診内容： 1か月児健康診査受診票の記載内容（問診・診察・計測等）

助成金額： 乳児一人につき1回まで、上限4,000円

※上限を超えた分の差額は自己負担になります。
※助成金額に満たない場合は実費分が助成額となります。

受診方法： 受診の際は、事前に必ず「館林市1か月児健康診査受診票」の表面と裏面をご記入のうえ、実施医療機関にご提出ください。

（注意）令和6年4月1日以降に妊娠届出を提出されたかたは、届出時に受診票をお渡しします。
令和6年4月1日以前にお子さんが生まれたかたは、産後の赤ちゃん訪問で受診票をお渡しします。

持ちもの： 館林市1か月児健康診査受診票、母子健康手帳

実施医療機関：

- ・分娩を取り扱う県内医療機関
- ・一部県外指定医療機関



里帰り中のかた

里帰り出産などにより館林市の受診票を利用できない医療機関で、対象となる全項目を受けた場合、**償還払い（払い戻し）**での対応となります。

以下の持ちものを持って保健センターまでお越しください。

※令和6年度に受診したかたの申請期限は、令和7年3月31日になります。申請期限内に申請ができない場合は、事前にご連絡ください。

持ちもの

- 1か月児健康診査受診票（医療機関にて受診結果が記入されたもの）
- 領収書及び明細書の原本
- 金融機関の口座番号等がわかるもの
- 母子健康手帳
- 認印



【問合せ先】

子育て世代包括支援センター かるがも相談室（保健センター内）

Tel 0276-80-1152